

令和7年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 錄

1 日程等

(1) 日 時

令和7年10月22日（水）午後1時30分から午後2時47分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 遊漁規則の変更について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置等を定めることを適當とする旨、答申することを決定

(2) 全国内 水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について（協議）

→ 意見なし

(3) 広瀬川漁協による増殖命令の履行結果について（報告）

令和7年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和7年10月22日(水) 午後1時30分から

区分	氏名	出欠
学識経験者	(会長) 福留 己樹夫	○
漁業者代表	(会長職務代理者第1位) 出水 昭彦	○
漁業者代表	中村 博文	○
漁業者代表	山田 満	○
漁業者代表	下川 智美	○
採捕者等代表	別府 宏一	×
採捕者等代表	大田 勉	×
学識経験者	(会長職務代理者第2位) 吉田 明彦	○
学識経験者	國師 恵美子	○
学識経験者	安樂 和彦	○

(出席者) 8人

(欠席者) 2人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長(水産振興課資源管理監)	板坂 信明
次長(水産振興課漁業調整係長)	村田 圭助
水産振興課漁業調整係水産技師	山神 諒平
水産振興課漁業調整係主事	松山 英広
水産振興課栽培養殖係長	久田 安秀

— 令和7年10月22日（水）午後1時30分開始 —

【開会】

○板坂事務局長

ただいまから令和7年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日は委員10名中8名の出席をいただいており、鹿児島県内水面漁場管理委員会中規定第6条第1項の規定に定める。出席者をいたしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を終えた後に、マイクがお手元に届けから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と、議事進行をお願いいたします。

○福留議長

それでは簡単に挨拶します。10月10日の研修会は、皆さん方、Webで出席されたと思いますが、御苦労様でした。私自身も非常に勉強になりましたので、今後も、このような研修会を続けていければいいなと思いました。ただ、事務局、今回は愛媛県がしたのですが、会場手配とか、講師の手配とか、準備する方は大変だなとは思いました。以上です。

本日は、3つの議事が用意されています。1つ目は遊漁規則の変更について、これは諮問事項で、2つ目が、全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項についてです。それから、3番目として広瀬川漁協における増殖命令の履行結果について、これは報告です。最後にその他として、やり残したことをやりたいと思います。

【議題1 遊漁規則の変更について（諮問）】

○福留議長

まず1番目の議事に入ります。遊漁規則の変更について、これは諮問事項です。お手元に資料があると思いますけども、事務局から説明をお願いします。

○事務局（山神水産技師）

はい。水産振興課の山神です。議題1について説明をさせていただきます。資料は資料1の1ページをご覧ください。

今回、広瀬川漁協より遊漁規則の変更認可申請がありましたので、変更認可にあたって、内水面漁場管理委員会の意見を聞くものです。

本件は諮問事項ですので、 諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文)

水振第 511 号
令和 7 年 10 月 20 日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長様

鹿児島県知事

遊漁規則の認可について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項に基づく遊漁規則の変更認可申請があったので、同条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求める。

3 ページを御覧ください。

今回の変更認可申請の内容について説明をさせていただきます。

1、申請者は広瀬川漁業協同組合です。2、変更申請の理由は、鳥里遊漁券販売所での遊漁券の販売を終了するためです。3、変更認可申請の内容は、遊漁規則に定める遊漁券販売所から、(2) 番の鳥里遊漁券販売所を削除するものです。4、総会での決議事項、決議の状況ですが、遊漁規則の変更は水協法第 48 条第 1 項及び第 49 条第 1 項の規定に基づき、総会で出席者の過半数の賛成が必要となっておりまして、広瀬川漁協は、令和 7 年 7 月 6 日に総代会を開催し、72 名の総代に対して 57 名の参加があり、47 名が賛成しているとのことです。3 ページに新旧対照表、4 ページ以降に、変更後の遊漁規則を掲載しておりますので御確認をお願いします。

説明は以上です。

○福留議長

ただいま事務局から議題 1 について説明がありました。これは諮問事項ですから、各委員の意見を、あればお願いいいたします。質問とかあればお願いいいたします。

○出水委員

はい。

○福留議長

出水委員お願いします。

○出水委員

確認ですけども、販売所が2ヶ所あったものが、本部のみになるという考え方でよろしいですか。

○福留議長

事務局お願いします。

○事務局（山神水産技師）

はい。おっしゃる通りでして、販売場所が本部のみになってしまいという状況です。

遊漁券を販売するということで、遊漁者からすると買いやさみたいなどころが重要だとは思いますので、そういったところは引き続き漁協の方で、なくなってしまったものは仕方ないのですが、他をどうしていくかということは検討していただく必要があるのかなと思っています。

○福留議長

よろしいでしょうか。

○出水委員

はい。

○福留議長

他に御意見、御質問等あればお願いいたします。

特に意見等がないようですので、議題1の遊漁規則の認可についてはこの通りでよろしいでしょうか。特にないようですので、議題1は原案のとおり答申することに決定いたします。

【議題2 全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブロック協議会における協議事項について（協議）】

○福留議長

次に議題2ですけども、議題2は「全国内水面漁場管理委員会連合会西日本ブ

ロック協議会における協議事項について」です。これは協議事項です。県執行部からの説明をお願いします。

○村田事務局次長

西日本ブロック会議が来月開催されることとなっておりますが、それら協議事項についての説明になります。まず資料の1ページを御覧ください。全国内水面漁場管理委員会連合会のブロック協議会からの依頼文になっているのですが、全国各県の内水面漁場管理委員会で構成されている団体が、全国内水面漁場管理委員会連合会となっております。今年度から、本県が会長県として連合会事務局も含めて運営をしているところでございます。

この連合会では、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分けており、本県は西日本ブロックに所属しております。今年度の西日本ブロック協議会は、11月11日から12日まで、佐賀県で開催予定であり、福留会長と、担当である松山、事務局次長である私が出席予定としております。西日本ブロック協議会では主に、来年度、国へ要望する提案項目の案などについて、協議を行う予定となっておりますが、鹿児島県内水面漁場管理委員会として回答する内容について、今回、協議をお願いするものです。

資料の1ページの2の提出資料というところに、今回回答を求められている項目が書いてございます。まず1点目は令和8年度提案項目に係るアンケート調査表になります。

資料の41ページをお開きいただくと、当課において作成しました回答の案を掲載しておりますので、41ページをお開きください。説明については、担当より説明させていただきます。まずは栽培養殖係長の久田係長の方からお願ひいたします。

○事務局（久田係長）

栽培養殖係の久田と申します。よろしくお願いします。

別紙の4、41ページでございます。令和8年度提案項目にかかるアンケート調査ということで、今年度実施している調査に基づいて記載しております。

ローマ数字のIの外来生物についてです。①外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数でございます。鹿児島県の方の共同漁業権総件数は15件となっております。そのうち、報告のあった漁業権数は7漁業権で上にカッコがりますけども、これは非共同漁業権漁場ということで、同じく7となっております。内訳としましては、特定外来生物としまして、オオクチバスが共同漁業権漁場で7、非漁業権のところが3、ブルーギルが漁業権が7、非漁業権が2、カダヤシが非漁業権が1となっております。その他の外来生物のところにも、非共同漁業

権漁場から3件上がっています、その内訳としましては42ページを御覧ください。上方に記載していますが、ナイルテラピアとソードテールが上がっておりります。

続きまして、②把握している外来生物対策についての課題ですとか、問題点についてです。令和6年の実績について記載しております。対象魚種としてはブラックバス、ブルーギル、ナイルテラピアとなっておりまして、事業については、事業名が内水面資源保全対策事業で取り組んでおります。財源としましては県が2分の1、地元が2分の1で事業を進めておりまして、事業主体のほうは広瀬川漁協、県内水面漁連となりまして、県内水面漁連のもとで川内川漁協さんと川内川上流漁協さんが取り組まれました。特別採捕の方はなしです。駆除方法などにつきましては、方法としましては釣りですとか四つ手網などとなっています。

効果の方は、広瀬川漁協さんの方で、ブラックバスが657匹、ブルーギルが4,369匹の実績でした。県内水面漁連の方では、ブラックバスが8匹、ブルーギルが2,483匹、テラピアが897匹となっております。

課題等につきましては、3点ほどあります、長年継続して普及活動に取り組んでおりますが、一度に、大量に駆除することができないといった点ですとか、駆除活動にマンパワーを必要とするということで人手が足りないといった点。なかなか手法として効果的な駆除方法が確立されてないというような点が挙げられております。

続きまして、③外来魚の再放流の禁止についてです。規制を設けている所は、本県の方では蘆牟田池の方で規制が設けられておりまして、平成18年から、蘆牟田池自然公園施設条例で、ブラックバス、ブルーギル等の外来魚が、規制されていることを示しています。

続きまして④です。令和6年6月1日以降に行いました、外来生物に関する新たな取り組み等についてですが、特に回答がありませんでしたので空欄となっております。

続きまして43ページをお開きください。ローマ数字のⅡ、魚病についてでございます。①鮎冷水病やエドワジェラ・イクタルリ症、異形細胞性鰓病、K HVの発生状況についてでございます。令和4年から令和6年の発生状況を示してございます。冷水病が令和4年に1件発生しております、こちらのみの実績となっております。

続きましてK HV対策に関しまして、新たな取り組みがないかということですが、特に新たな取り組みがありませんので、なしとなっております。

続きまして、44ページをお開き下さい。ローマ数字のⅢの鳥類による食害対策についてでございます。①のカワウの生息数と被害額についての実態でございます。令和4年から令和6年について示してございます。まず生息数ですけど

も、なかなか実態が把握できておりませんで、不明とさせていただいています。傾向についても把握できていない状況です。

被害魚種につきましては、令和6年度について見ますと、アユ、オイカワ、ウグイ、シラスウナギ、コイ、ハヤ、カマツカ、エビ、カニ、ワカサギ、ニジマス、リュウキュウアユ、という報告が上がってきております。被害額につきましても、実態がなかなか把握できておりませんので不明とさせていただいております。令和6年6月以降の傾向も、なかなか掴めてない状況ですので、特に選択をいたしておりません。

続きまして、②カワウ対策について、駆除追い払いを実施している場合について示しております。令和4年から令和6年についての実績でございます。こちらの方は、県の事業であります。内水面資源保全対策事業で取り組まれております、実施主体は広瀬川漁協、実施内容としては、花火による追い払いです。駆除数につきましては、令和6年が2,054羽となっております。

続きまして③、その成果についてですが、なかなか、現場の方では、効率的な駆除手法が確立されてないというような声を聞いておりましてCの方を選択しております。

続きまして45ページを御覧下さい。④カワウ広域協議会についてです。こちらの方は、鹿児島県の方が参加をして協議などをしておりますので、協議会に参加しているを選択いたしております。

続きまして⑤、鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権件数です。報告漁業権数と総漁業権数を申し上げます。総漁業件数が15件で、報告がありました漁業権数が10、非共同漁業権の漁場が11となっておりまして、内訳としては、カワウが共同漁業権が10、非共同漁業権が11、サギ類が1といった内容になっております。被害状況としましては河川ではアユ、ウナギ、ウグイなどの食害報告がありまして、駆除の対応状況としましては、先ほど来申し上げております銃、あと花火や空砲による追い払い、テグス張りによる侵入防止などが取り組まれております。

続きまして⑥、カワウなどの鳥類による被害の防止について、他の業界と協力しているかという点ですが、そちらにつきましては実績がないというふうに聞いておりますので、なしとさせていただいております。

続きまして、46ページをお開き下さい。ローマ数字のIV、漁場環境の保全及び啓発についてです。①内水面漁業を取り巻く環境について、様々なケースを含めて、問題となっている事例を選択するようにとのことですが、個別に選択する事例がないのかなと思われまして、その他として総括的に記載いたしております。

記載内容としましては河川、水産生物の生息環境の悪化により、隠れ家や餌料

生物の減少が指摘されており、河川生態系の保全改善のため、河川生物に配慮した護岸工事や、水域の連続性に配慮した魚道などの設置を求められている、としております。

②ダム、魚道などを河川工作物などで問題になっている事例についてですが、Cの魚道の機能保全を選択いたしております。落差工、堰堤では、アユやウナギなどの遡上が阻害されている点ですとか、魚道の目詰まりなどにより、魚道の機能低下などが見られるということを理由に記載しております。以上です。

○村田事務局次長

続きまして5番ウナギの資源回復について、水産振興課の山神から御説明申し上げます。

○事務局（山神水産技師）

はい。5番のウナギの資源回復についてという項目について説明をさせていただきます。

こちらについては昨年度からの回答の変更はありませんでした。上から見ていきますが、まず1番、うなぎが漁業権魚種として設定されている漁業権の免許数、こちらは全漁業権数15件中14件が設定をされております。設定をされていない1件については、川内川河口の方に設定がされている鹿内共第7号という漁業権がアサリ等を対象とする第1種共同漁業権ですので、ウナギが対象となっていないということです。

続いて2番目、平成24年以降、ウナギの採捕数量の減少及び価格の高騰に伴い、漁協が増殖指示量を達成できなかった事例があるか。こちらは事例としてはあります。その際の対応としては、聞き取りによる状況を把握し、漁協の経営状況等を勘案の上、現実的で実施可能な取り組みを行うように指導している、というふうに記載しています。

続いて3番、今後もシラスウナギの採捕量が安定せず、増殖指示量を達成できない状況が続いた場合、どのような対応を考えていますか。ということでこちらは、イの種苗放流以外の増殖手法を検討している、を選択しています。具体的な内容ということで、石倉等の設置について増殖手法として効果的であるかというところを調査しているというふうに記載しています。

続いて4番、平成30年1月に、全国内水面漁業協同組合連合会と、下りウナギ保護に関する共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関する対策をとっているかということで、こちらは、Aの報告前から対策をとっているを選択しています。本県においては平成25年からうなぎの委員会指示を発出しておりますので、こちらを選択しております。

続いて5番については、4でAを選択された方について、どのような対策を検討されていますか、ということで、こちらについてはBの内水面漁場管理委員会指示、それからCの遊漁規則の変更の検討依頼、Eのその他ということで海区漁業調整委員会指示を選択しています。

6番は、4番でAを選択しており該当なしです。以上になります。

○村田事務局次長

アンケートの回答案に対する質問及び協議については、他の協議事項と合わせて行っていただくこととさせていただきます。引き続き、提案項目案について説明いたします。資料の9ページをご覧ください。令和8年度提案項目案となっております。提案項目としましては7つの大項目があり、これは令和7年度の提案項目から変更はありません。要望内容については右側の枠にある、令和8年度提案（8月29日時点）に記載されている通りでございます。基本的には令和7年度の要望内容と同じとなっております。

この素案については、全国内水面漁場管理委員会連合会の役員県が参集しまして、8月29日に検討を、会議の中で、検討した素案となっております。資料の7ページに、提案項目作成にあたっての考え方。8ページの方に検討会における意見が示されているので、これらを踏まえた検討を行うこととなります。具体的には7ページに記載があります通り、ゴシックで文字になってる部分ですが、要望すべき内容を精査することや、個別の事案は盛り込まれず、提案した結果に対する評価を行うことを基本とした検討となります。次のページ8ページを開いていただきまして、8ページの意見、意見の一番上にある通り、本県、鹿児島県から提案書全般に対する意見としまして、提案、提案書の項目、内容をわかりやすく簡潔かつ明確にすることの検討の必要性について意見をさせていただいております。これは、7月1日に、令和7年度の提案項目の要望活動を各省庁に行った際に、福留会長が説明をされて、それに対して国の方から回答をいただくんですけど、書いている内容が、文字数が多いとか分かりにくいという点が少しありましたので、意見をさせていただきました。そのような観点から事務局の方で検討を重ね、修正案を作成しております。

続きまして資料の28ページをお開きください。修正意見について、提案の項目順に説明していきますが、別冊でですね、提案書の素案を見え消しにしたものをお準備していますので、こちらを御確認下さい。

まず1、趣旨について、文章を簡潔にして趣旨を明確にするため、（青）で書いた括弧の部分を削除しております。また、項目の2番と3番、下の方にあります、ここについては、どちらも遊漁に関する内容であるため、2と3を統合しまして、項目数の削減をしております。

次にめくっていただきて、その次のページ。大項目の2、鳥類による食害対策についての部分です。ここについては項目に記載されている内容が、項目1は、カワウについて、項目2はサギについて記載がありまして、項目3は、カワウとサギに対する支援予算措置について、記載されているという現状がありましたので、項目1と項2、項目3の一部をそれぞれ統合しまして、3つあった項目を2つにするということで、項目数の削減を図っております。書いてある内容は変更はございません。

続きまして、次のページです。3の、魚病対策について、この項目については一番下の青字で書いてある項目3の削除を行っております。削除の理由については、内水面漁業で使用可能な医薬品が非常に少ない状況であることは理解できるのですが、医薬品開発に関する提案は水産研究機関が行うものということで、当委員会の所掌とは関わりが薄いのではないかということがありますので、この部分については削除しまして、他の項目の訴求性を高めることとしております。

続きまして4の河川湖沼環境の保全及び啓発についての部分です。まず、趣旨の文言修正として、趣旨を明確にするため、青色の部分、ここを一気に削っておきます。具体的に削った部分としては、背景の説明を中心の趣旨の説明となっておりますので、この前段を削除しまして、以下の項目説明に向けて、内容を整理し、要点を明確にするよう、文言を追記しております。具体的には赤で書いてあります通り、河川湖沼環境の保全については、当連合会が長年にわたり行ってきた提案内容であり、内水面漁業の振興に関する法律にもその内容が盛り込まれております。今後、河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化を初めとした、河川湖沼環境の改善や環境教育の推進など、各省庁の関連施策と連携した取り組みが必要となりますという形で、文言を追記しております。項目の部分については、最初の項目1の文言修正を行っております。気候の状況に合わせた表現の修正として、集中豪雨が頻発していることから、ということで、そのような文言としております。

そのほか、令和7年に追記された、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに、という部分を削除しておりますが、これは、生産体制整備についての提案なのですが、具体が見えないというところもあり、国からの回答も明確に得られていない状況ですので、ここは削除でいいのではないかというところで、削除しております。また下の項目2につきましては、2段落目の適正流量の見直しについて、適宜見直しを検討し、という書き振りが曖昧な表現となっていることで、国の回答を得られていないという状況があるというところで、直接的な文言に修正するというところで、むすびの文言を、引き続き以降については、項目1で同様の記載があるため削除としています。次

に、項目の7、8。ここについては7と8を統合するという形にしております。項目7については天然遡上アユを中心とした表現となっておりますが、この部分については、令和5年から国で取り組みが進められている旨の回答があることや、項目7と8については、気候変動への対応が共通のテーマとなっているので、7と8は統合して1つの項目としております。具体的には、赤文字で書いていますとおり、統合した内容としまして、気候変動による水温上昇等が内水面漁業資源に及ぼす影響を踏まえ、関係都道府県と連携した調査、研究体制のもと、海域を含めた、仔魚の生残、生育と環境要因の分析を進め、資源量変動のメカニズムの解明や、効果的な増殖、資源管理技術の開発を推進するとともに、気候変動への適応策の検討を早期に進めること、としております。

続きまして次のページになります。5の放射性物質による汚染対策については、趣旨の文言修正と項目1の一部削除を行っております。趣旨については、関係法令が制定及び改定されてから、一定の年数が経っていることから、平成26年度9月施行という言葉は削除ということで修正しています。項目1については、文書をより簡潔にして趣旨を明確にするために一部削除としております。

続きまして次のページです。6のウナギの資源回復についてです。

趣旨については特に修正はございません。項目1についても修正はございません。

項目3について、全文削除という形で、修正をしております。項目3の記載の内容というのは、シラスウナギの大量生産技術の実用化、社会実装に向けた取り組みの推進についての要望になりますが、国の回答にある通り、大量生産技術については10年以上に渡って取り組まれていることや、社会実装に向けた取り組みも、新聞等で報道がある通り、着々と取り組まれているということがありますので、提案してきたことについては、必要な措置が講じられているということで、削除という形にしております。削除を行うことで、他の項目の訴求性を高めることとしております。

最後に7の、内水面漁場管理委員会制度についてです。趣旨、及び、項目1と2について一部修正しております。趣旨については関係法令が制定改定されてから、一定の年数が、経過しているため、表現を修正するとして、修飾語であるような部分については削除しております。提案項目については上段の趣旨、趣旨に記載のある通り、安定した財政基盤の裏付けが必須であることが主な提案であるので、見直しの観点から1つの項目に集約するということで、修正をしております。以上が提案項目についての削除や表現の変更についての事務局の説明になります。

○福留議長

ただいま事務局から議事について説明がありました。この項目は協議事項ですので、質問や御意見等あればお願ひいたします。

私からは、項目ごとの検討を始める前に、意見を述べさせていただきます。あくまで個人的な感想ということなのですが、毎年夏を行っています、漁場管理委員会連合会の提案、活動の内容について、その内容については7ページですね、今の資料の7ページにあります通り、提案書取りまとめの担当県から何度も毎年のように簡潔にするようにという趣旨があります。今年4月の令和7年の提案書を見ると、7つの項目に26種類もの小項目が記載されています。ページ数も全ページで12ページ、令和7年度はあったんですけども、7月1日の関係省庁で実際に提案行動したときに、国の担当の回答を聞きながら、提案している代表者でありながら、どの部分の回答か戸惑う部分がありました。あまりにもページ数が多すぎて。回答する国担当者の視点から言えばですね、提案書は1つの項目であっても、国側の担当者の窓口が複数あるものがありますので、当然、丁寧に回答するためにそのようなことなるわけです、このような事態を改善するために、以前から提案書の簡略化が提案書をされてきましたけども、一向に改善される傾向にないんですね。この一向に改善される傾向にない要因の一つとしてはですね、固定された連合会の事務局がないということですね。例えば内水面漁協の連合会などは事務局がしっかりとありますけど、この漁場管理委員会の事務局は固定されてないものですから、2年ごとに、全ての幹事県が入れ替わるわけですね。その影響はかなり大きいと思います。現在の提案書取りまとめ県も、かなり苦労されていると思います。本日の委員会に県事務局から提出されているお手元の提案書では、大きな項目は前回通りですが、内容が簡略されまして、小項目も、今年度の26から20に削減されているようです。この結果ですね、全ページ数も、前回の全12ページから9ページ程度に短縮されているようです。県事務局も時間のかかる作業だったと思います。ちなみに、これと比較するわけではないのですが、10月7日に金沢市で開催された後、山田委員と一緒に出た、全国内水面漁業振興大会で決議されました、令和8年度の要望は、全9ページで、12項目だけでした。全内漁連の要望とか提案とかそれはですね、12項目だけなんですね。本日の事務局案でも20項目もありますから、いずれ、さらなる見直しは必要だと思います。いきなり半分というのは無理だと思いますけども、本日審査していただく提案書というのは、あくまで鹿児島県としての意見ですから、全ての都道府県委員会が減を望んでいるかどうかまでは分かりません。このままでいいという意見も当然あると思います。この後、担当の長崎県事務局が、全国の意見を整理しますので、私たちの意見がそのまま採用されるわけじゃないことを委員の皆様もあらかじめ御承知ください。以上です。

個別に意見や質問等があればお願ひいたします。お手元の資料が多いので、見

るだけでも大変だと思いますけども、意見質問等があればお願ひいたします。それでは、國師委員お願ひします。

○國師委員

まず提案書をできるだけ簡潔にしたいという観点だけで考えるのであれば、おそらく提案条項は、たくさん並べたときに、優先順位みたいなのがちょっと分かりにくいかと思いました。1から7まで並べたときに、これが優先順位順になっているのかという点がまず1つ気になったのと、優先順位考えるときに、内水面の中で漁業に対してより被害が大きい、一番先に取り組むべきことを最初に持ってきたほうがいいのではないかと思います。例えば最近ですと、この間の研修会でもあったように鳥害対策ですとか、ウナギの資源量ですとか、どれもこれも大事だとは思うんですけど、その中でも優先順位を定めた方がいいのかなと思いました。

あと1つですね、あまりいろんな窓口があるっていうお話もあったんですけども、中身を見てみると特に5番の湖沼環境の保全に関しては、もう少しまとめられるのかなと思いました。例えば1番と7番は同じことですよね。問題になっているのは気候変動による河川のことの、1番はハード面に対する、防災に対する取り組みで、ただこれ表裏一体で防災体制に取り込みというのは、しっかりと生態系を考えた上で取り組まないと、やはり仔魚とか環境の場でもあるので、魚の保全も考えた上でのハード面の取り組みでまとまるのかと思いました。2番もそうですね。同じようなことなのではないのかなと。

あと3番はこれは殺虫剤プラスチックっていう環境汚染に関しては先ほどの放射線とはちょっとお話が違うんですけども、ここに関わってくる話っていうのと、4番はミズワタクチビルケイソウ、ここら辺の外来生物に関してはむしろ1番の外来魚対策、魚ってなるとここからは外れるんですけども、5番はいろんな分野に渡ってしまうのかなという感じを受けました。

全体的に見ても優先順位を決めて、それぞれの項目をもう少しまとめられると、よりどこから対策していくべきなのかっていうのがまとまるのではないかと思いました。

もう1点ちょっと質問がありまして、資料2の方の47ページの、ウナギの資源回復について、山神さんが報告してくださいって、これおそらく前回と変わってないと思うので、前回を聞いたかもしれないのですが、下りウナギに関して、対策の内容として内水面漁業調整委員会指示を行っているとなっていますが、指示の中身を教えていただけます。

○福留議長

事務局お願いします。

○村田事務局次長

御質問ありがとうございます。まずその提案書についての御意見についてですが、優先順位についてのお話がございました。昨年度については重点項目を定めるというところで、全国の漁場管理委員会の方に重点項目を挙げていただき、それを提案の中の第1項目、もしくは第2項目に持ってくるような形をとっております。その関係から少し、先生御指摘いただいた並びの順っていうのが、本当だったら順番としては下にあるものが一番上に来たりとかいうのがあるのかなというところがありました。それと取り組むべきことについて、その辺も踏まえた形での構成というのも、御指摘を受けておりますので、この辺については総論的な意見として、本県の方から、上げさせていただきたいなと考えております。細かく回答できていない面もありますが、いただいた意見についてはですね、ブロック会議の中でも、少し触れさせていただいて、さらに削る項目があるんじゃないかなという面も、お伝えしたいなと思います。

なかなか鹿児島県だけが大胆にこの提案書を変えてもですね、多分他の各県のいろんな思いが、積み重なった中でのこの提案書となっておりますので、まずは、本当に少しずつ変えていくっていうような形がいいのかなというところで、今回はこのような、削除とか修正の提案となっております。

○事務局（山神水産技師）

はい。委員会指示の内容についてですね。

当委員会指示の内容につきましては、10月から2月の間のですね、下りウナギを採捕しないようにしてくださいというのが委員会の指示になっています。調整規則の中では、21センチ以下のうなぎの採捕を禁止していて、その上で、10月から2月に関しては、委員会指示の方で、21センチ以上であっても採捕しないでくださいというような内容になっております。先ほどの48ページのところで同じく5番というところで遊漁規則の変更の検討を依頼しているという内容も入れているんですが、これについても、調整規則等、委員会指示をまとめたような形で、遊漁規則に規定してくださいと。21センチ以下は捕っちゃダメで、10月から2月は捕っちゃダメだというような規定を、同じようにしているというイメージです。

○國師委員

はい。ありがとうございます。

確かに提案書の方は、今、全部削るっていうことよりかは、おっしゃったよう

にどれも大切だと思うので、まとめるという形で、できたらいいんじゃないかなと思いました。ありがとうございます。

○福留議長

他にご質問ご意見等あればお願いいいたします。

少し質問なんですけど、栽培養殖係の資料の中なんんですけど、44 ページに、鳥獣による食害対策についてというところの①の表があるんですけど、令和5年と令和6年にニジマスが出てくるんでよね。このニジマスとは、養殖用のニジマスのことなんですか。

○事務局（久田係長）

おそらく養殖場のものではないかと思います。

○福留議長

この中には、川の中の話と養殖の話が入っているということですね。

○事務局（久田係長）

手元に資料がないのではっきりとしたことは分からぬのですが、ここに記載されているニジマスは、養殖場の話と思われます。

○福留議長

ここにある令和5年と6年のリュウキュウアユは、あくまで奄美大島の河川での話ですよね。

○事務局（久田係長）

奄美大島での被害報告です。

○福留議長

分かりました。他にご質問等あればお願いいいたします。

はい。安樂委員お願いします。

○安樂委員

事務局から提案のあった資料の提案については異論ありません。

アンケートについてはちょっとせっかくなんで議論ができればと思うんですけど、例えば44 ページの下の方の、事務局で準備いただいた回答で、③について、例えば事業名で内水面資源保全対策事業とありますけど、これは、例えば水

産多面とかそういう中での取り組みは入っていない、ということでいいですか。重複したものでしょうか。よろしくお願ひします。

○事務局（久田係長）

水産多面の事業ではカワウ対策は取り組まれていないのかなと思われます。

○安樂委員

わかりました。

あとはこの中に組合長が委員で入ってらっしゃるので、例えばBなんかも回答じゃないのかなと思ったりはしたんですけども。今Cで、効果的な駆除方法が確立できていないというところで、マークがなされていますけども、駆除または追い払いをしているが、被害の減少には至っていないというのも回答じゃないのかなというふうには思いました。あとですね、うなぎについてなんんですけど、47ページですね。47ページの③について、今Eにマークがついてて、種苗放流以外の増殖手法を検討しているとあって、この括弧内ですね、石倉の設置等について、増殖手法として効果的であるかなど、調査中というふうに書かれています。これも言葉遣いなんですけど、漁業法自体が種苗放流をまず増殖手法と言つてはいるんですけど、石倉については、石倉とこの増殖手法としての効果を調査っていうふうになると、かなり相当距離がある話かなというふうに思いました、石倉の設置自体は、住処を作るとか、隠れ場を提供するという役割を持っているので、河川内の特に内水面ですので、河川内のウナギの数を増やす。それイコール増殖っていうのはまた今度は海に魚が出ていての話だから、資源保全手法として、効果的であるかと調査中というふうにした方が、より、実際に何か調査結果を望まれる場合などについては、適切なのかなというふうに思いました。以上です。

○事務局（久田係長）

44ページの③につきまして、B、駆除又は追い払いによる減少について、現状、取り組まれておられる中で、なかなか減少が把握できていないところで、こちらも選択する形でアンケートを修正したいと思います。

○事務局（山神水産技師）

同じく47ページの③番の箇所ですね。こちらは、採捕量が安定せず、増殖目標が達成できない場合にどうしますかって言うところの回答というところで、増殖手法としてと、いうふうに記載をしてたところです。アユでしたら産卵場を作ったりとかいうのは、河川の中で産卵するので分かりやすいんですけど、ウナ

ギとなるとなかなか放流以外の増殖ってなんだろうかってなったときに、取り組みやすいものっていうのはちょっと現状難しいのかなというところもあって、今やられているような取り組みを、広い意味でいうと増殖に繋がってるよねというような見方もできないかなというところで記載しているんですけど、言葉としてはおかしいのかなというところもありますので書き方は見直しをしたいと思います。

○福留議長

それでは事務局も今のところは、安楽委員の意見も取り入れて修正してください。お願ひします。他に御意見、御質問等あればお願ひいたします。

○出水委員

先ほどの水産多面事業のことと、追い払いのことについて、実質的に事業をやってるものとして申しますと、水産多面の方はメニューが違うもので、河川の環境の整備とかそういうようなことをやるような主体となります。また、今回取り上げてありますカワウの追い払い等についても、追い払いの事業があり、またさらに別途のメニューで、駆除のメニューも、という形になってます。一応、目的が似ているんですけども、いくつか細分化している部分がありますので、それに応じた事業を行っているという状態であります。

本来は、いくつか横断的に使えるものの方が、本当は使い勝手が良いっていうことも言えるんですけども、今回の漁場管理委員会の提案意見としてという形になると、ちょっと違うのかなという考え方もあります。各地区で、事業の中から必要なものを選択してやっているんですよということを御承知おきください。

○板坂事務局長

意見ありがとうございます。

それぞれいろんな事業が立ち上がるときには、事業の目的があって、他の事業とのかぶりがないようについていうところもあったりしますし、逆にこの事業にこういうメニューを追加してっていうような要望があって、いろんな事業が、いろんな取り組みができる事業っていうものもあるので、今のこの場合でいくと、御紹介いただいたのは内水面資源保全対策事業と、多面的事業はそういう意味では、ちゃんと目的が分かれてる中でやる項目も分かれてるっていう整理かなと思います。

○福留議長

他に御意見、御質問等はないですか。

それでは議題2については了承することとします。

【広瀬川漁協による増殖命令の履行結果について（報告）】

○福留議長

それでは、次に議題の3ですけれども、広瀬川漁協における増殖命令の履行結果について、これは報告事項です。事務局からお願ひします。

○事務局（山神水産技師）

議事3について御説明をさせていただきます。資料3を御覧ください。

資料1ページですね、本議題は令和7年3月18日に開催された、内水面漁場管理委員会に諮問をして、3月28日に発出した広瀬川漁協への増殖命令について、履行が完了した上での報告書の提出がありましたので、結果を報告するものです。

1ページに掲載していますのは、広瀬川漁協から提出をされた報告書の鏡、表紙です。提出があったのは作業の実施日等実施内容が記載された一覧表、それからオイカワの採捕・放流及び産卵場造成に係る実施の日報、作業時の写真が提出されました。

2ページをご覧ください。報告書のページ数が非常に多岐に渡るものでしたので、内容を整理した形で説明をさせていただきます。

まず、種苗放流の方ですね。種苗採捕ですが、3回にわたり、甲突川で行っており、7月15日に4.3キロ、8月4日に3.8キロ、9月8日に7.3キロの採捕がありました。この数量っていうのには、混獲されたカワムツを含んでいましたので、採捕したもののうち一部を計数して、オイカワとカワムツの比を算出して、オイカワの重量を出しています。表で言うところの採捕数量というところの、隣の隣ですね、オイカワ数量って書いてるところが、算出されたオイカワの数量です。

放流は採捕と同日に実施していまして、オイカワの割合から重量を算出した結果、7月15日に3.5キロ、8月4日に3.2キロ、9月8日に6.5キロの合計で13.2キロをそれぞれ米ノ津川の支流に放流しています。命令数量は10キロでしたので達成率は132%となっています。

続いて下段、産卵場造成についてですが、2回にわたり米ノ津川で実施しており、7月29日に広瀬橋付近に5.76平方メートル、広瀬橋の下流に5.98平方メートル、春日橋の下流に7.02平方メートル。9月12日には、六月田井堰付近に4.41平方メーターものを2つ造成して、合計で27.58平方メーターの産卵場を造成しています。命令数量は4ヶ所以上で合計16平方メーター以上というような命令になっていましたので、結果として、27.58平方メーターで5ヶ所造成し

ているということで、達成率が172%となっています。

なお、すべての履行に際して県職員が立ち会いを行って、適切に実施されていることを確認しています。これをもって増殖命令の履行が完了しましたので、広瀬川漁協に対しては適切に資源の増殖を行う、通常の増殖目標を履行するよう にということで、指導をしています。報告は以上です。

○福留議長

議題3は報告事項ですけども、何か委員の方から御意見、御質問があればお願 いいたします。特にないでしょうか。

それでは、報告事項ですのでこれで終わります。

次は最後ですね、その他が残りました。その他について何か御意見等があれば お願いいたします。特にないでしょうか。

それでは令和7年度第3回鹿児島県内水面漁場管理委員会をこれで終わりた いと思います。

【閉会】

○板坂事務局長

ありがとうございました。それでは本日の委員会は終了いたします。

— 令和7年10月22日（水）午後14時47分終了 —